

岐阜県公報

号外 (三) 令和四年三月二十九日

目次

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(デジタル戦略推進課)

二^{ページ}

教育委員会規則

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

(教育総務課)

四

人事委員会規則

岐阜県人事委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

(人事委員会)

四

公安委員会規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(警 務 課)

四

企業管理規程

岐阜県公営企業の管理者の権限を行う知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

(水道企業課)

六

議 会 告 示

岐阜県議会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する規程

(議会議務局総務課)

六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する規程

(選挙管理委員会)

六

警 察 告 示

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部改正

(警 務 課)

七

規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十七号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第一条中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「第三条から第六条」を「第六条から第九条」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「条例及び規則」を「条例等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事の所管する手続等（情報通信技術活用条例第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

第二条第一項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、同条第二項第一号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は」を削り、同項第二号中「次に掲げるもの（県の機関及び指定管理者（以下「県の機関等」という。）が情報通信技術利用条例第三条第一項」を「申請等を行う者又は県の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明す

るために作成する電磁的記録（情報通信技術活用条例第六条第一項）に、「から認証できるものに限る。」を「において認証することができるものに限る。」であつて、次に掲げるもの」に改め、同号イ中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の下に「平成十四年法律第五十三号」を加え、同号に次のように加える。

二 その他県の機関等が定めるもの

第三条を次のように改める。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 情報通信技術活用条例第六条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、県の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該県の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第四条第一項中「情報通信技術利用条例第三条第一項」を「情報通信技術活用条例第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「県の機関の定める」を「県の機関等の定める」に、「県の機関の指定する」を「当該県の機関等の指定する」に改め、「同項に規定する」を削り、同条第二項中「規定により」を削り、同項ただし書中「県の機関」を「県の機関等」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「同一の内容」を「同一内容」に、「より申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された」を「基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の人力がなされた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第九条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、「事項は、」の下に「県の機関等」を加え、同条を第十六条とする。

第八条第一項中「情報通信技術利用条例第三条第四項」を「情報通信技術活用条例第六条第四項」に、「県の機関の」を「規則で」に、「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び」を「申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は」に、「とする」を「を行うこと」というに改め、同条第二項中「情報通信技術利用条例第四条第四項」を「情報通信技術活用条例第七条第四項」に、「県の機関の」を「規則で」に、「電子署名とする」を「処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて県の機関

等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は県の機関等の指定する方法により当該処分通知等を行った県の機関等を確認するための措置を行うことをいうに改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「情報通信技術利用条例第六条第三項」を「情報通信技術活用条例第九条第三項」に、「県の機関の」を「規則で」に、「電子署名とする」を「作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は県の機関等の指定する方法により当該作成等を行った県の機関等を確認するための措置を行うことをいう」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(適用除外)

第十四条 条例第十条第一号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- 一 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると知事が認める手続等
- 二 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると知事が認める手続等
- 三 前二号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないとき知事が認める手続等

(添付書面等の省略)

第十五条 情報通信技術活用条例第十一条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、県の機関等が別に定めるものとする。

第七条中「情報通信技術利用条例第六条第一項」を「情報通信技術活用条例第九条第一項」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「電磁的記録により」に、「当該事項を県の機関等」を「当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該県の機関等」に改め、同条を第十二条とする。

第六条中「情報通信技術利用条例第五条第一項」を「情報通信技術活用条例第八条第一項」に改め、「書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る」を削り、「書類の」を「書類により」に、「県の機関等の」を「当該県の機関等の」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「情報通信技術利用条例第四条第一項」を「情報通信技術活用条例第七条第一項」に、「して」を「する方法により」に、「次のいずれかの方法により」を「県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに」に改め、同条各号を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第九条 情報通信技術活用条例第七条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の県の機関等が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十条 情報通信技術活用条例第七条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると県の機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと県の機関等が認める場合

第四条の次に次の三条を加える。

(情報通信技術による使用料及び手数料の納付)

第五条 情報通信技術活用条例第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第六条 情報通信技術活用条例第六条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと県の機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 情報通信技術活用条例第七条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、県の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該県の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信

できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

岐阜県教育委員会の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県人事委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県人事委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

岐阜県人事委員会の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和三年岐阜県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

第一条中「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、「第三条から第六条まで」を削り、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会等の所管する手続等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条若しくは第七条又は情報通信技術活用条例第六条若しくは第七条の規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令に特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法、情報通信技術活用条例及びこの規則の例による。

第二条第一項第一号中「岐阜県公安委員会」を「公安委員会」に、「岐阜県警察本部長」を「警察本部長」に改め、同条第五号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）を「情報通信技術活用法」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、同項に次の二号を加える。

六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用条例第二条第八号に規定する処分通知等のうち、公安委員会等が行うものをいう。

七 手続等 申請等又は処分通知等をいう。

第四条を削る。

第三条第一項を削り、同条第二項中「情報通信技術利用条例第三条第一項」を「情報通信技術活用条例第六条第一項」に、「申請等」を「当該申請等」に、「をする」を「を行う」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術活用条例第六条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者

の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第五条中「第六条第六項」の下に「及び情報通信技術活用条例第六条第六項」を加える。

第六条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第十一条とし、第五条の次に次の五条を加える。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第六条 情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術活用条例第七条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項又は情報通信技術活用条例第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書及び情報通信技術活用条例第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けたいことを希望する旨の公安委員会等が定めるところにより行う届出

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第九条 情報通信技術活用法第七条第五項及び情報通信技術活用条例第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又

<p>は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合</p> <p>二 処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものと公安委員会等が認める場合</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第四条第二項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。</p> <p>2 情報通信技術活用法第七条第四項及び情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第三十七号)の規定の例による。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和四年四月一日から施行する。</p>
<p>岐阜県公営企業の管理者の権限を行う知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程をここに公布する。</p> <p>令和四年三月二十九日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県企業管理規程第一号</p> <p>岐阜県公営企業の管理者の権限を行う知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</p> <p>岐阜県公営企業の管理者の権限を行う知事の所管する手続等を、電子情報処理組織を</p>	<p>岐阜県議会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する規程</p> <p>岐阜県議会の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第三十七号)の規定の例による。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和四年四月一日から施行する。</p>
<p>岐阜県企業管理規程第一号</p> <p>岐阜県公営企業の管理者の権限を行う知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</p> <p>岐阜県公営企業の管理者の権限を行う知事の所管する手続等を、電子情報処理組織を</p>	<p>岐阜県選挙管理委員会告示第一号</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>岐阜県選挙管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の</p>

推進等に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、岐阜県選挙管理委員会の所管する手続等を、岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号。以下「情報通信技術活用条例」という。)の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第二条 情報通信技術活用条例第十条第一号に規定する規則で定めるものは、岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成三十年岐阜県条例第四十一号)第三条第一項の規定による申請とする。

(情報通信技術の利用)

第三条 この規程に定めるもののほか、岐阜県選挙管理委員会の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第三十七号)の規定の例による。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

警 察 告 示

岐阜県警察告示第一号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(令和三年岐阜県警察告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

岐阜県警察本部長 加 藤 伸 宏

題名を次のように改める。

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱

第一条中「岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 処分通知等 規則第二項第六号に規定する処分通知等をいう。

第三条中「第三条第一項」を「第三条」に、「を」を「を行う」に改める。

第四条中「第三条第三項ただし書」を「第四条第二項ただし書」に改める。

第五条中「第三条第四項」を「第四条第三項」に改める。

第六条を削る。

第七条中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条 規則第六条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第八条 規則第十条第一項に規定する警察本部長が定める措置は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、規則第四条第一項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表中「第六条関係」を「第八条関係」に改める。

附 則

この要綱は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社